

令和3年度 第5回春日市教育委員会定例会 議事録

1 開会及び閉会に関する事項

- ① 日 時 令和3年8月27日（金）  
開会 午前10時  
閉会 午前10時50分
- ② 場 所 春日市教育支援センター

2 出席委員の氏名

教 育 長	扇 弘 行
委 員	魚 屋 けい子
委 員	谷 康 浩
委 員	安 本 誠 一
委 員	染 原 レイ子

3 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教 育 部 長	金 堂 円一郎
教 務 課 長	藤 井 謙一郎
学校教育課長	今 福 保 幸
地域教育課長	市 場 結 実
文化財課長	高 田 勘 治
教務課統括係長	井 本 正 美
教 務 課 主 任	林 由 梨 奈

4 議事の概要

別 紙

午前10時 開会

【第1 会議録署名委員の指名】

○扇教育長

委員全員出席です。ただいまから令和3年度第5回春日市教育委員会議定例会を始めます。

始めに、会議録署名委員の指名を行います。魚屋委員を指名いたします。

【第2 議案】

- (1) 第13号議案 春日市教育委員会寡婦(寡夫)控除のみなし適用に関する要綱を廃止する告示の制定について

○扇教育長

第13号議案、春日市教育委員会寡婦(寡夫)控除のみなし適用に関する要綱を廃止する告示の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

○今福学校教育課長

第13号議案、春日市教育委員会寡婦(寡夫)控除のみなし適用に関する要綱を廃止する告示の制定について説明いたします。

提案理由につきましては、法律上の婚姻歴の有無にかかわらず等しく就学援助等の支援を実施するため、この要綱に基づき、当該支援に係る所得の算定に当たり、法律上の婚姻歴がない者であっても、地方税法に規定する寡婦又は寡夫とみなす措置を講じてきたが、令和2年度税制改正による寡婦控除等の見直し及びひとり親控除の新設により、地方税法上においても法律上の婚姻歴の有無による控除の適用の差異が解消されたため、この要綱を廃止する必要があるものです。

ただいま説明しましたように、税制改正により、この要綱の存在意義がほぼ失われたため、要綱を廃止する告示を制定するものです。

なお、施行日は、公布の日としています。また、税制改正により、令和3年度以降の市町村民税の算定における寡婦控除等の適用において婚姻歴の有無による差異はなくなりましたが、7月分までの就学援助の認定においては令和2年度の市民税所得割額を要件としていること、また修正申告等による市民税の税額変更に伴う遡及処理を行う場合があることを踏まえ、経過措置として附則第2項の規定を整備しています。説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

よろしいでしょうか。それでは、第13号議案、春日市教育委員会寡婦(寡夫)控除のみなし適用に関する要綱を廃止する告示の制定についてただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第13号議案、春日市教育委員会寡婦(寡夫)控除のみなし適用に関する要綱を廃止する告示の制定について全員賛成をもって可決いたしました。

(2) 第14号議案 令和3年度教育費補正予算に関する意見の申出について

○扇教育長

第14号議案、令和3年度教育費補正予算に関する意見の申出についてでございますが、この議案は、内容上、議会の議決を経るべき議案の原案に関する事項に該当しますので、春日市教育委員会会議公開規則第4条の規定に基づき、非公開としたいと思っております。

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。第14号議案を非公開とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成により、第14号議案は非公開とします。

- ・第14号議案は、非公開。
- ・審議の結果、第14号議案は、全員賛成により可決。

### 【第3 報告事項】

(1) 教育長報告

○扇教育長

教育長報告についてでございます。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う第4回緊急

事態宣言下の前期後半・2学期開始における警戒体制についてという資料を配布いたしておりますのでご覧ください。春日市では7月中旬以降新規感染者が急増しておりまして、連日十数名の新規感染者が確認されております。家庭内感染が広がっているようで、児童生徒にも感染が拡大しております。市内に18校あります小中学校全てにおいて、何らかの感染者が確認されている状況でございます。春日市内の学校では、早いところは8月26日から前期後半・2学期が開始となりますが、開始に向けて、何らかの手段を講じる必要があると判断いたしました。前期後半・2学期開始を含めた4週間程度を特別警戒期間と設定いたしまして、徹底した感染防止対策を講じていくこととしております。前期後半・2学期開始から9月5日までを「要警戒体制期間」、その後は9月20日までを緊張感溢れる対応の「特別警戒期間」といたしております。今の段階では緊急事態宣言は、9月12日までとなっておりますが、9月20日までは気を抜くことがないように、感染対策の継続と保護者への周知及び連携を図っていきたいと思っております。

また、新しい様式での行事についてですが、昨年度の実践経験を踏まえ、修学旅行や自然教室等については県境超え・宿泊を伴わない行程の検討、運動会等についても実施形態や実施場所を検討し、新しい様式下での行事のあり方を模索していくところでございます。

教職員にあっては、教職員から児童生徒に感染が拡大することはなんとしても避けたいということで、強制はいたしません、コロナウイルスワクチンの接種を学校長から個々に呼び掛けていただきたいと思いますと思っております。

以上3点を柱として、7点の項目を設定しております。一点目は感染者発生に伴う様々な想定パターンによる対応マニュアルの完備でございます。これは、新型コロナウイルス陽性者の接触者確認作業に伴う学校の確認が遅れることで、感染が広がることも想定されますので、今一度確認を行うこととしております。また、家庭内感染が拡大していることから、同居の兄弟姉妹の対応としまして、小中ブロック内、例えば春日中学校ですと春日小学校と須玖小学校となりますが、ブロック内での連携協力を図って対応をしていきたいと考えております。

二つ目に、基本的な感染対策の徹底を、気を緩めることなく行います。

三つ目に、学習活動の見直しでございます。文部科学省からも通知が来ておりますが、調理実習や合唱等については活動を一時停止するように、あるいは年間の学習計画を見直し単元の入れ替え等を検討するよう指導しております。特に部活動については、接触する競技もございましたので中止するよう通知しております。また、同居の家族等が陽性で自宅待機となっている要療養児童生徒の学習保障ができるような、いわゆるオンライン授業の推進を図ってまいります。

四つ目に、保護者へのコロナ関連の情報提供を、市の方から確実に行うよう考えております。春日市内ではございませんが、休暇中に同居していない親族の家でご飯を食べたり、教職員同士で昼食を食べに行ったりした場から感染が広がった例もございました。会食というものを酒の提供を受けた夕食だと思っている方もいらっしゃるようですが、昼食でも誰

かと会って食べるとなると会食となります。感染が広がりやすい場であるため会食を避けるように、また、不要不急の外出も当然避けるようにと職員も含め、各家庭に呼び掛けていこうと考えております。

五つ目に、学校行事についてでございます。修学旅行については、中学校3年生は中止をせざるを得ない状況にあります。小学校6年生は、1校のみ7月に行っております。それ以降は、11月12月に延期、もしくは日帰り代替案を模索中だと聞いております。小学校の自然教室については、ほとんど日帰りに切り替えているようです。中学校については自然教室・ふれあい学級は大半を中止しております。体育発表会については、学年毎・午前中という形で模索しております。社会科見学についてはオンラインでの見学に切替えていくようです。

六つ目に、緊急事態措置あるいは感染者の拡大状況を踏まえた教育活動の再構築ということで、異学年交流等の中止を通知しております。万が一陽性者が出た場合に、濃厚接触者判明までは学校閉鎖等の措置をとりますが、異学年との交流があると追跡に時間が掛かります。その間学校閉鎖等を行わなければならないため、異学年交流や、学年全体での活動の停止をお願いしているところでございます。感染者が出た場合でも学級閉鎖まで抑えられるように、学年・学校閉鎖にならないようにしていこうという意図でございます。

最後に、ワクチン接種の希望者の申込みですが、教職員でまだ接種していない教職員について、理由があって受けない方には強制はいたしません。予約がとれず未接種の教職員については、市の方で優先接種の受付をしております。保護者同意の児童生徒、12歳以上で接種を希望する方については接種券の配付を予定しております。また、20時以降は外出自粛となっておりますので、20時までには家につくようにと教職員の帰宅完了時間を20時とする旨を学校へ通知しております。これについては、勤怠管理システムで管理すると伝えております。

2枚目の資料でございますが、保護者へ「市内児童生徒の感染状況並びに緊急事態宣言に伴う当面の教育活動について」という書面を配付しております。内容については、前期後半・2学期の開始とその後の学習活動についてとして、一日の開始時刻の例を示しております。また、W i f i環境が整っていない家庭の児童生徒や放課後児童クラブを利用している児童への対応としまして、各学校に通常通り登校し、学習場所からオンライン授業に参加する旨を記載しております。

裏面には、春日市内の新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、順次、通授の教育活動へ移行していくためのスケジュール案を記載しております。

先日、臨時の筑紫地区の校長会がございましたが、どこも春日市と似たような状況でございました。

以上報告です。何かご質問はございませんか。

○魚屋委員

当面の間の短縮授業は小学校のみが対象ですか、それとも小中両方が対象でしょうか。

○扇教育長

小学校中学校両方で考えております。短縮授業期間の1日のモデルとして示してはおりますが、各学校の実状に合わせて変更するようにしております。

○魚屋委員

午前中もしくは午後と2つのグループに分けて授業を行うのですね。10月に中学校で講師として呼ばれておりますが、時間帯が6時間目を予定しておりましたので質問いたしました。

○扇教育長

新型コロナウイルス感染症の感染状況次第ではありますが、短縮授業期間は9月中を予定しております。

○染原委員

急にリモートで授業を行うようになり、教職員は対応に追われている状況にあります。先生方は5時間の授業をするためにプログラムを作成していますが、学年全体で協力する体制をとったり、学校に来てオンライン授業を受ける児童生徒の対応も学年全体であたりしてしています。経験として積もっていけば改善されるのですが、学校が混乱している状況です。

○扇教育長

一昨日と昨日、市内の小学校を視察しましたが、オンラインへの対応もしっかり行っており、慌しくはあるものの、学校に活気があるように見えました。

来週も各学校の様子を見て回りたいと考えております。

○谷委員

緊急事態宣言が延長された場合は、短縮授業時間を延長するというお考えでしょうか。

○扇教育長

対面授業と状況によってはオンライン授業を、学校に来られない児童生徒についてはオンライン授業をするようになるかと思えます。色々と工夫をしながら教育活動を行っていきたいと考えております。

○谷委員

一年半以上コロナ禍が続いており、学校としてもずっと感染症対策を行ってきたと思います。これ以上行える感染症対策はあまりないのではないのでしょうか。また、各学校の感染症対策もあり、今まで春日市内の小中学校でクラスターが発生していない状況であるのならば、新型コロナウイルス感染症により学校に来ることができない・来たくない人達にオンライン授業を提案して、児童生徒は通常どおり学校で受け入れるというスタンスという方がいいのかなと思います。オンライン授業を提案しているのに、インターネット環境がない児童生徒や学童利用者は学校で受け入れるというのは矛盾があるように思えます。

(2) 教育委員報告 なし

(3) 事務局報告

事務局報告 ア 各種審議会等の実施報告について

○扇教育長

それでは、各種審議会等の実施報告について、事務局から報告をお願いします。

○高田文化財課長

文化財課です。今回報告いたします各種審議会等の実施報告は、いずれも文化財課が所掌します文化財専門委員に関するものであります。

今年度第1回目の史跡須玖岡本遺跡調査研究部会を開催いたしております。委員の構成、開催日時、場所、議題については記載のとおりです。全員出席によりまして、今後の須玖岡本遺跡に関します保存活用についての指導助言をいただきました。

次に、今年度第1回目の特別史跡水城跡（大土居・天神山）整備部会になります。委員の構成、開催日時、会場、議題については記載のとおりです。こちらはオンライン会議により開催をいたしております。来年度の工事施工を目指しております大土居水城跡の西側及び東側通りの工事及び実施設計につきまして、専門的立場からの貴重な御意見御指導をいただきました。

次に、今年度第1回目の文化財専門委員会考古部会を開催いたしております。委員の構成、開催日時、場所、議題については記載のとおりです。議題にあります現地視察は原遺跡、こちら白水ヶ丘地区にございまして、新幹線車両基地の東側の道路沿いにございます。現在こちらは市の指定史跡となっております。この原遺跡と今後整備が進められます予定の西野球場がございます西スポーツセンターとは隣接していることから、この原遺跡と西スポーツセンターが一体的に整備される計画がございます。原遺跡一時調査は市指定遺跡

原遺跡に隣接する東側が今回の西スポーツセンターの整備区域であることから発掘調査を行ったものでございます。今回の会議はこの発掘調査結果を踏まえて、調査区域を踏まえた西スポーツセンターの整備後に原遺跡を拡大することについて専門的な立場から御意見御指導をいただきました。

審議会等の実施報告については以上となります。

○扇教育長

ただいま報告されました件について、各委員さんから御質問はありますか。

○安本委員

委員等の構成についての質問があります。史跡須玖岡本遺跡調査研究部会と特別史跡水城跡（大土居・天神山）整備部会は5名で、文化財専門委員会考古部会は4名ということは、メンバーが違うということでしょうか。

○高田文化財課長

重複している方もいらっしゃいます。文化財専門委員は規則により15名定めることができます。また、必要があるときは、臨時に委員を置くことができることとなっております。文化財専門委員会である考古部会は、15名のベースから4名担っていただいております。

○安本委員

専門性によって変わってくるのでしょうか。

○高田文化財課長

そうです。文化財専門委員会は考古部会、歴史部会、民俗、植物等5つか6つ部会がございます。

○安本委員

小部会のようなものでしょうか。

○高田文化財課長

はい。それとは別に臨時においておりますものは須玖岡本遺跡調査研究部会、特別史跡水城跡整備部会でございます。

○谷委員

原遺跡は何か重要なものが発掘されたのでしょうか。



○高田文化財課長

原遺跡は昭和50年代に県が新幹線車両基地と側道整備をするために発掘をしたものです。甕棺墓が200基程群集して発掘されております。これだけの数がきれいに埋設されたままの状態と保存されていることは珍しいということで、原遺跡は市の指定遺跡になっております。今回西スポーツセンターの整備に併せて発掘調査をしたところ、原遺跡の東側に領域があったということです。その領域から20基ほど状態のいい甕棺が見つかっております。これだけ密に甕棺が埋設されているという状況は近隣ではないため、考古部会の意見では西スポーツセンターの整備に併せて市の指定として保存を図るべきという意見をいただきました。埋められたままの状態の甕棺が出てきておまして、元は肌色ですが空気に触れると10分ほどで変色していきますので、自然の状態のまま残しておいた方が良いということが専門員からいただいたご意見でございます。今後、市の内部で合意形成を図っていきますが、市の指定に向けた手続を進めていこうと思っております。

また、白水ヶ丘公民館で、今後文化財の発掘成果を展示する場としてパネル等を置かしていただくという話を自治会長としております。

○谷委員

西スポーツセンターの整備ということは、あの場所はスポーツ施設になる予定なのでしょうか。

○高田文化財課長

西野球場を含めた多目的広場となると聞いております。

○谷委員

最近公園でも球技を禁止しており子どもが球技をする場所がないので、何にでも使えるような多目的広場という場所を作ってもらえると、子どもが何の心配もなく自由に体を動かせる環境を作れるのではないかと思います。

○高田文化財課長

基本設計等は教育委員会以外の所管となっておりますので、どの段階まで進んでいるか不明ですが、他の所管が閲覧可能な段階まで出来ております。基本的な部分は地元やスポーツ団体あたりと協議をしながら進んでいると思われまます。

○金堂教育部長

原遺跡はJ R車両基地の新幹線が整然と並んでいる光景を活かしながら、多目的に幅広く使えるように検討しております。西野球場の軟式野球をどうするかというのが課題で、使用されている野球の団体と協議を行っております。

○谷委員

そこは借地ですか。

○金堂教育部長

借地です。昨年度は都市計画決定を受けて、地権者と協議をするというような段階でした。野球連盟関係には、多目的に使用するという観点から、簡易照明なり移動式の照明を使うことによって野球を引き続き出来る環境としたいとのことで協議いたしております。宅地分譲することで野球ができる環境が損なわれるということで、平田台と土地の交換しておりますので、野球ができる環境を整備しつつ、子どもが自由に遊べる場となると良いのではないかと考えております。新幹線が整然と並んでいる景観を維持し、なおかつ遺跡関係を保全できるよう検討しております。

#### (4) 主要行事報告

○扇教育長

主要行事報告について、事務局から報告がありましたらお願いします。

○高田文化財課長

文化財課です。文化財課の8月の主要行事につきまして、以前教育委員の皆様にご案内しておりました考古企画展は、奴国の丘歴史資料館の臨時休館に伴いまして、展示開始が延期となっております。このため、展示会の開催に先駆けまして、9月1日から本市ウェブサイトを利用してオンライン展示会のサイトを設けまして、展示する品々を写真・解説つきでわかりやすく公開することとしております。是非ご覧いただきたいと思い御案内いたしました。

○市場地域教育課長

地域教育課です。9月28日に予定しております公開講座は、オンラインに変更となっております。今後募集をかけていきたいと思っております。

### 【第4 調整事項】

(1) 9月定例教育委員会議の日程について

令和3年10月1日（金） 午前9時 決定

(2) 10月定例教育委員会議の日程について

令和3年10月29日（金） 午前9時 予定

(3) 9月教育委員懇談会の日程について

令和3年10月1日（金） 午前10時 決定

午前10時50分 閉会